

■概要

現行の地域福祉計画では「市地域福祉計画」と「区地域福祉計画」を策定しているが、令和9年度からの次期地域福祉計画については、全市共通の理念に基づいて福祉施策を展開するという考え方のもと、「市地域福祉計画」に統合する。

■これまでの地域福祉計画策定経過

H21～H26年度 (2009～2014年度)	H27～R2年度 (2015～2020年度)	R3～R8年度 (2021～2026年度)
第1期地域福祉計画	第2期地域福祉計画	第3期地域福祉計画
	市地域福祉計画	市地域福祉計画
区地域福祉計画	区地域福祉計画	区地域福祉計画

○社会福祉法第107条により、「市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）を策定するよう努める」とされており、地域福祉計画は、この「市町村地域福祉計画」と位置付け、策定。

○本市は市域が広く、地域によって実情が異なることから、第1期策定時は住民にとって身近な行政主体である区ごとに地域福祉計画を策定した。

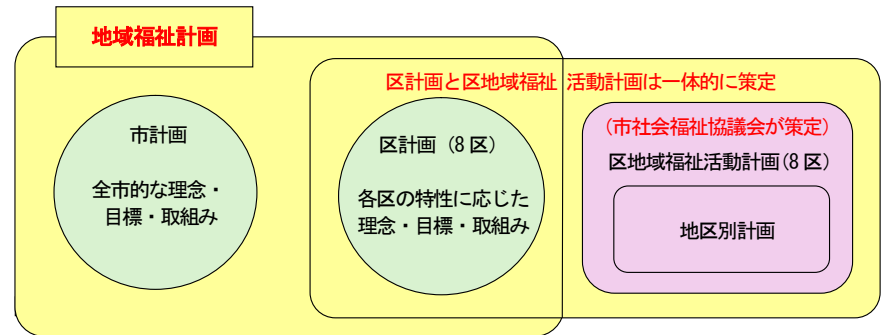
○第2期からは全市的な理念・目標を記載した市計画を策定。

■課題

○区ごとに個別に地域福祉計画を策定しているものの、その内容にほぼ差異はない実態がある。

■地域福祉計画の構成（案）

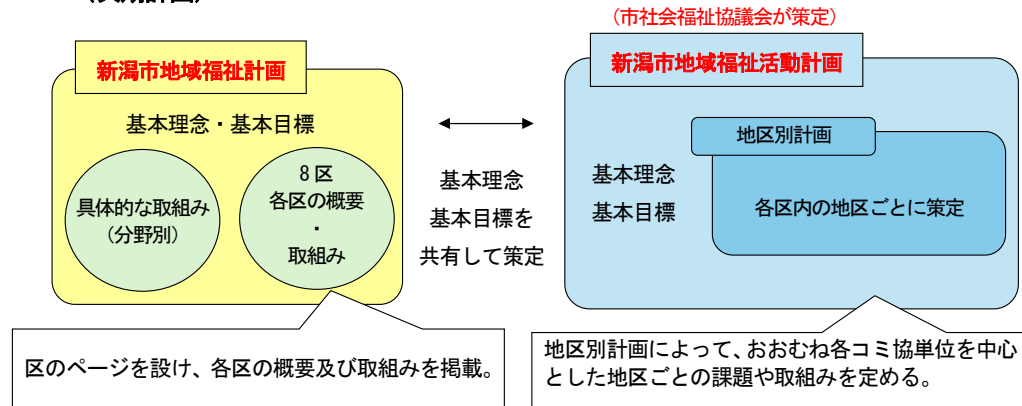
（現行計画）



※地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に基づく社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画。地域において社会福祉活動を行う者・福祉サービスを経営する者が協力し、本市では各区の地域福祉計画と一体的に策定していた。

（次期計画）



【参考】他政令指定都市の地域福祉計画体系

体系	該当政令指定都市数	備考
①市計画のみ	15	
②市計画と区計画	4	新潟市は現在②に該当
③その他	1	